

## アメリカにおける高齢女性と所得保障

—年金を中心として—

杉本 貴代栄

---

### ■ 要約

アメリカの所得保障制度には、退職後の所得を保障するための公的年金制度と、最低生活を維持するためのミーンズ・テストに基づく公的扶助制度が含まれる。本論では、公的年金制度である「老齢・遺族・障害年金保険 (The Old-Age, Survivors, and Disability Insurance Programs: OASDI)」を中心に見ていく。

OASDIは、受給要件については「性中立的な制度」として発展した。初期の頃にはいくつかの「性差」が残存していたが、現在では、最高裁判所の決定により、それらの「性差」は解消されている。他方で、制度創設直後に付け加えられた被扶養者年金制度は、伝統的な家族を擁護する家族観と性役割を基盤とした制度である。受給要件は「性中立的な制度」であるが、結果として専業主婦や結婚カップルに手厚い制度となっている。国際的にも各国の社会保障制度がジェンダー平等を指向しつつあるなかで、アメリカのこれらの制度は独特な制度であり、また他国の同様な制度と比較しても、被扶養者に手厚い独特な制度となっている。

### ■ キーワード

社会保障法 (Social Security Act)、老齢・遺族・障害年金保険 (The Old-Age, Survivors, and Disability Insurance Programs: OASDI)、収入補足補助 (Supplemental Security Income Program: SSI)、被扶養者年金、

---

### はじめに

アメリカの社会保障制度は、所得保障制度と、特定の国民を対象とする医療保障制度と社会福祉制度から成り立っている。所得保障制度には、退職後の所得を保障するための公的年金制度と、最低生活を維持するためのミーンズ・テストに基づく公的扶助制度が含まれる。本論では、公的年金制度である「老齢・遺族・障害年金保険 (The Old-Age, Survivors, and Disability Insurance Programs: OASDI)」を中心に、高齢女性の所得保障を見ていくことにする。

アメリカの所得保障制度は日本の場合と異な

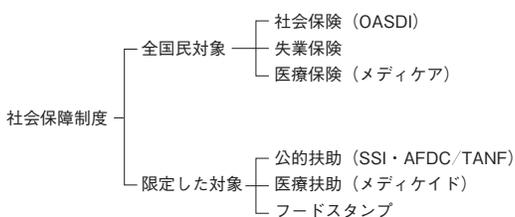
り、年金制度も公的扶助も、受給要件に男女差はない。しかし、はじめからそうであったわけではなく、設立初期には男女により受給要件が異なる項目があり、それを修正しつつ現在に至った経過がある。現在では、最高裁判所の決定により、それらの「性差」は解消されている。しかし一方で、途中から付け加えられた被扶養者年金（受給要件は性中立的な制度）や遺族年金は、伝統的な家族像と性役割を受け皿とした制度であり、他国の同様な制度と比較しても、被扶養者に手厚い独特な制度である。各国における社会保障の議論では、公的年金のプログラムに、子育てや介護といった私的な不払い労働をどう評価するのかしな

いのか、ということが焦点のひとつとなっているが<sup>1)</sup>、「被扶養者の道 (path dependent)」ともいわれるような、「性中立的に手厚い評価をする」というアメリカのケースは、他国に類を見ない独特なパターンである。働く女性が増加し、自分自身の退職年金の権利を持つ女性が増え、また結婚をしない人や多様な生活のスタイルが増加するなかで、被扶養者年金制度への不公平感が高まっている。社会保障のジェンダー平等をどう達成するかは、社会保障改革の課題のひとつである。

また、制度の受給要件に男女差がない、とはいっても、受け取る年金や高齢期の経済生活に男女差がないということではない。女性は子育てや介護により労働市場に参入する機会や期間が男性より短く、「性中立的な制度」のもとでは不利となることが多い。結果として女性に手厚い被扶養者年金があっても、高齢女性の生活は男性高齢者比べて厳しいという現実がある。そのような現実には、公的扶助制度である「収入補足補助 (Supplemental Security Income Program: SSI)」の受給者には高齢女性が多いことから明らかである。ジェンダーをめぐる議論は、所得保障だけでなく、総合的なジェンダー政策が不可欠であるという結論に行き着くのである。

### 1) アメリカの社会保障の体系

まず、現行の社会保障の体系を概観しよう。その根幹は社会保障法 (Social Security Act) であるが、現制度は社会保障法に基づいているもの



出典：著者作成

図1 アメリカの社会保障の概略

と、社会保障法以外の法によって規定される補完制度とに大別される。＜全国民を対象とするもの＞には、社会保険、失業保険が含まれる（社会保障法以外では、医療保険が含まれる）。＜限定対象のみに行われるもの＞には、公的扶助、医療扶助が含まれる（社会保障法以外では、農務省が直轄するフードスタンプ等が含まれる<sup>2)</sup>。

### ＜全国民対象＞

社会保障法に規定される公的年金制度には、民間の雇用者、自営業者を対象としたOASDI、州が運営にあたる失業保険、労働者災害補償、独自の連邦制度である鉄道従業員や連邦公務員に対する年金制度等がある。本論でとりあげる「老齢・遺族・障害年金保険 (The Old-Age, Survivors, and Disability Insurance Programs: OASDI)」は、労働者の退職や労働不能による所得喪失というリスクに対して、年金給付による経済保障を行う連邦制度である。保険料に相当する社会保障税を一定期間以上納めることによって得られる受給要件に基づいて、支給開始年齢に達すると老齢年金が支給される。被扶養配偶者・子どもにも年金が支給される。それら配偶者・子どもが遺族となった場合は遺族年金が支給される。被保険者が障害者となった場合は障害年金が、被扶養者には年金が支給される。

アメリカの社会保障法は医療保険を欠落させて成立したが、1960年代にメディケア (医療保険)、メディケイド (医療扶助) が追加された。メディケアは、高齢者とある種の障害者のための全米規模の医療保険である (1966年施行)。65歳以上のアメリカ人は社会保障の年金の受給と同時にほぼ自動的にメディケアの被保険者となり、障害者も含めて一定の患者負担分だけで各種の医療サービスを受けられることになった。しかし、カバーされる年齢と条件が限られているため、一般的には、雇用者負担または各自の負担により、民間医

療保険の被保険者となる必要がある。

#### <限定的対象>

うち公的扶助は、貧困者個人を対象とした「収入補足補助 (Supplemental Security Income Program: SSI)」、貧困家族を対象とした「貧困家族への一時扶助 (Temporary Assisitance for Needy Familied: TANF)」(かつての要扶養児童家族扶助 - Aid to Families with Dependent Children - 1996年に変更) とを含む。

1935年に成立した社会保障法には、「高齢者扶助 (Old-Age Assistance)」と「視覚障害者援助 (Aid to the Blind)」が含まれていたが、それに1950年に成立した「全部・永久障害者扶助 (Aid to the Totally and Permanently Disabled)」を加えて、1972年に統合されたのがSSIである (実施は74年)。SSIは、他の社会保障法による制度、例えば年金、失業保険、労災等を優先的に受給することを前提とし、それらの給付を含めた所得や資産がある水準以下であること、かつ65歳以上の高齢者、視覚障害者あるいはその他の障害者であることが資格要件である。2007年末で、700万人が受給し、37億ドルが支出された。

TANFは、扶養を要する18歳以下の子どもを持つ貧困家族を対象とする、連邦最大規模の公的扶助プログラムである。ひとり親家庭または両親がいてもどちらかの親が重度の心身障害者か失業者であれば対象となるが、その対象家庭は圧倒的にひとり親家族—シングルマザー—家族—である。連邦が州に補助金を出す、連邦と州の共同事業である。

これら二つのカテゴリーの貧困対策の他に、州によって独自に行われる一般扶助 (General Assistance: GA) がある。GAは、前述した公的扶助のカテゴリーに該当しない一般的困窮者に対して行われる。

社会保障法以外の法により規定される連邦政府

直轄の貧困対策としては、農務省の所轄の食料費補助としてのフード・スタンプ、学童への無料ランチ、女性・幼児・子どもへの食料補助プログラム等がある。

## 2) 公的年金制度の成立と進展

### 1. 制度の創設

アメリカの公的年金制度は、社会保障法に基づくOASDIと、公務員や鉄道員に対する特別な制度から構成されているが、ここでは単に社会保障とも呼ばれる前者を取り上げる。このような年金制度が創設された契機は、1929年から32年まで続いた大恐慌である。大恐慌によって、国民総生産は1929年の水準に比べて30.4%減少し、9万件の企業が倒産し、失業率は25%に達した。こうした状況のなかで、大企業を中心にようやく普及し始めた企業年金も解散を余儀なくされ、10万人以上の雇用者が企業年金の受給資格を失った。企業年金に代わる退職年金制度を求めるタウンゼント運動が起こり、議会に複数の年金案が提出されるに至った。F.D.ローズベルト大統領は、大恐慌を克服するための経済政策と社会保障を構築するため、年金制度のあり方を含めた経済政策の新しい体系について経済保障委員会に諮問し、この報告に基づいて1935年に社会保障法が成立した<sup>3)</sup>。

社会保障法の内容は、全体としては2種類の社会保険制度、3種類の特別扶助、そして若干の社会福祉サービスから構成された。社会保険制度の一つである老齢保険 (タイトルII Old-age Insurance)。同制度が数次の改定を経てOASDIに発展する) は連邦直営方式であり、年金受給資格は1936年12月31日以後、適用業種に5年以上雇用された後離職した65歳以上のものに1942年1月から支給するとした (1939年の改正により1940年となった)。当初保険料率は労使双方各1%とされた。

## 2. その後の拡大期：1980年代まで

制度発足時は老齢年金の適用対象者が限定されていたため、適用者は全労働者の56.1%（2,740万人）にすぎなかった同法は、その後累次にわたって改正され、その規模を拡大していく。1980年代はじめまでに、適用者の拡大、受給要件の緩和、給付額の引き上げ、また被扶養者年金や障害年金等の新たな制度が付け加えられ、OASDIは拡大・整備されていく。ここでは、社会保障法の制定以後、1983年改正以前までの主な改正点を整理しておくことにする。

- ① 創設時にはなかった、新たな制度が付け加えられたこと。1939年改正により、被扶養者年金（退職年金受給者の被扶養の配偶者や子への年金）や遺族年金が設けられた（当初は男性には不適用）。労働者個人の退職プログラムから、男性稼ぎ手の家族モデルに基づく家族プログラムへと変化した。また、1956年改正により障害年金が設けられ、1958年には障害年金受給者の被扶養者に対する年金も支給されるようになった。
- ② 適用範囲が次第に拡大され、自営業者、農業労働者、家事使用人、軍人を含む公務員等に適用されていったこと。
- ③ 社会保障税の税率およびその課税年収上限が引き上げられていったこと。また年金財政は一般財政と分離され、OASDI信託基金が設けられたこと。
- ④ 退職年金の受給要件が次第に緩和されていったこと。1939年改正により、退職要件が緩和され、賃金が月15ドル未満であれば退職しなくても年金が支給されるようになり、この所得制限の額が逐次引き上げられた。拠出要件については、当初は5暦年に一定額以上の課税対象賃金があることが要件とされたが、1939年改正により「適用四半期」の考えが導入され、出生年に応じて6～40適用四半期

（1年6月から10年）を満たすことが要件とされた。

- ⑤ 制度のなかの性差が解消されていったこと。受給開始年齢の65歳という年齢要件は、女性については1956年改正により、男性については1961年改正により、62歳から減額年金を支給するという形で緩和された。つまり、1961年からは受給年齢の性差がなくなった。1965年改正により、離婚した妻で一定の条件を満たす者に夫の年金の50%に等しい年金が支給されるようになったが、その後この要件が男女に適用されるようになり、男女差が解消された。
- ⑥ 年金額が物価上昇や社会保障税の引き上げなどに応じて引き上げられたこと。

## 3. その後の収縮期：1980年代以降から

1970年代になると異常な物価上昇によって年金給付費が増加する一方、賃金の上昇率の低下や失業率の増加によって社会保障税収の伸びが鈍化したため、1975年から単年度財政収支が赤字になった。また、出生率の低下や平均寿命の伸びによって年金財政が長期的に悪化することが認識されたため、抜本的な改革が不可避とされるようになった。そこで1981年にレーガン大統領により、超党派的な社会保障改革全国委員会が設置された。別名、グリーンSPAN委員会といわれるこの委員会は、1983年に勧告を出し、これに基づき法案が提出され、同年成立した。この1983年改正から、ベビーブーマーが退職して年金給付が急増することに備えて、長期的に年金財政を運営する方針に転換されるのである。1983年改正の概要は以下のものであった。

- ① 社会保障税率を1984年から14.0%（労使折半）に引き上げる（1983年までは13.4%。1990年以降は15.3%）。自営業者の税率も引き上げて労使合計分とする。

- ② 従来非課税であったOASDIの年金給付のうち、高額所得者の年金給付については課税し（最高限界税率は50%）、この年金課税による税金をOASDIの信託基金に繰り入れる。
- ③ 満額の退職年金の支給開始年齢（65歳）を、2000年から徐々に引き上げて、2027年に67歳とする（1938年以降に生まれた人）。

### 3) 年金制度と受給者の現状

#### 1. 年金制度の現状

以上のような改正の経過を辿ったOASDIは拡大し、2007年には、アメリカのすべての労働者の93.7%がカバーされるに至った。OASDIの適用対象者は、有償の仕事に就いている被用者または一定の収入を得ている自営業者で、社会保障事務所において社会保障番号を取得して社会保障税を納める者である。その税率は1990年以降15.3%であり、被用者の場合には労使それぞれ7.65%の税率が適用され、自営業者に対しては営業収入から必要経費を除いた純収入に15.3%の税金が適用される。

#### <老齢年金>

##### ・退職者

老齢年金の適用対象者は、合計で最低10年（40四半期）の社会保障税の拠出履歴と、62歳に到達していることが必要条件である。満額年金を受け取ることのできる支給開始年齢は65歳であり、62歳から64歳までの間に老齢年金を受け取る場合は年金額が減額され、65歳以降もこの減額年金が支給される。一方、66歳以上70歳未満の間まで老齢年金の支給を繰り延べると、増額された年金を受け取ることができる。老齢年金の受給者数は2010年で3,400万人であり、給付総額は、OASDI総額の63.8%を占める（<表1>を参照。以下同じ）。

##### ・被扶養者年金（配偶者・子ども）

老齢年金の受給者に被扶養配偶者がいる場合には、1年以上婚姻している夫または妻に62歳か

ら退職者への老齢年金の50%が支給される。したがって夫婦合わせて基本年金額の150%の年金が支給されることになる。離別配偶者の年金額も同額である。ただし、被扶養者年金の受給資格がある15歳以下の子または障害のある子をケアしている配偶者は、婚姻期間が1年未満でも、また62歳未満でも受給できる。離婚した配偶者も、婚姻期間が10年以上継続し再婚していなければ62歳から被扶養者年金が支給される。この場合、前夫（妻）が年金を受給していなくても受給資格があり、かつ、離婚から2年以上経過していれば62歳から受給できる。配偶者自身が、自身の老齢年金または公務員年金を受給できる場合は、以下のように調整される。OASDI年金の受給資格が同一人に複数発生した場合は、最も高い年金のみが支給される。本人の適用に基づく年金と被扶養者年金の受給資格が同一人に発生した場合は、本人の年金が支給される。ただし、被扶養者年金のほうが高い場合はその差額が被扶養者年金として支給され

表1 OASDI受給者数と総数に占める%、平均月額（2010年）

| 受給者の種類         | 人数(千)  | %    | 平均月額<br>(ドル) |
|----------------|--------|------|--------------|
| 全ての受給者         | 53,349 | 100  | -            |
| 老齢年金           |        |      |              |
| 退職者            | 34,048 | 63.8 | 1,169        |
| 配偶者            | 2,333  | 4.4  | 576          |
| 子ども            | 587    | 1.1  | 574          |
| 遺族年金           |        |      |              |
| 寡婦（夫）・親        | 4,310  | 8.1  | 1,103        |
| 遺児を養育している離婚配偶者 | 155    | 0.3  | 835          |
| 遺児             | 1,967  | 3.7  | 750          |
| 障害年金           |        |      |              |
| 障害者            | 7,967  | 14.9 | 1,065        |
| 配偶者            | 160    | 0.3  | 286          |
| 子ども            | 1,822  | 3.4  | 318          |

（出典：Social Security Bulletin, Vol.70, No.3, 2010より著者作成）

る。老齢年金受給者の被扶養児童に対しても老齢年金の50%が支給される。子については、未婚で、かつ17歳以下か18歳以上の重度障害者に対し被扶養者年金が支給される。子には、退職前に養子縁組をした子や1年以上同居または扶養していた継子も含まれる。2010年には、被扶養者年金を受給している配偶者は230万人、子どもは58万人である。

＜遺族年金＞

老齢年金受給者の配偶者または被扶養児童が遺族となった場合には、遺族年金が支給される。遺族年金を受給できるのは、死亡者の配偶者、子、離別配偶者等で、一定の要件を満たすものである。配偶者については、65歳から満額年金が、60歳から減額年金が支給される。満額年金額は基本年金額と同額である（100%）。夫婦で基本年金額の150%を受給していた場合、その3分の2が遺族年金として支給されることになる。60歳以後に再婚しても遺族年金を受給することができる。子については、未婚であり、かつ17歳以下でなければならない。遺族年金を受給している寡婦（夫）は431万人、遺児を養育している離婚親は15万人、遺児は196万人である。

＜障害年金＞

老齢年金の被保険者が障害者となった場合、障害年金受給者に相当するかどうかの認定を受けた後に、65歳未満の者に障害年金が支給される。65歳以後は退職年金の受給権があれば、退職年金が支給される。障害年金受給者の配偶者および子に対して、退職年金と同じような要件で被扶養者年金が支給される。障害者本人の年金額は基本年金額と同額（100%）、被扶養者年金の額は当人の基本年金額の50%であり、退職年金と同じである。2010年には、障害年金を受給している障害者本人が796万人、被扶養者年金を受給している配偶者が16万人、子どもが182万人である。

2. 女性高齢者の生活

現在、約5,300万人の被保険者とその家族が社会保障プログラムから年金を受給しているが、その受給者を性別により見てみよう。＜表1＞はOASDI全受給者の状況を表しているが、そのなかの男女差を見るためには別の表を必要とする。＜表2＞は、＜表1＞の一部を性別により集計した統計である<sup>4)</sup>。

退職者年金を受給しているのは、男性3,100万人、女性1,600万人であり、受給月額平均は、男性1,216ドル、女性935ドルである。このような趨勢からしても、女性の方が労働市場に参加する期間が短く賃金が安い傾向を反映する「男女差」があることがわかる。一方で、退職年金給付の50%が支給される配偶者は、妻が230万人に対して夫が44,000人であるから、被扶養者年金を受給している配偶者は、その98%が妻である。OASDIは受給要件としては「性中立的な制度」ではあるけれども、実態としては、男性稼ぎ手家族モデルを支える制度として機能していることが明らかである。

このような社会保障年金は、高齢期の生活をどの程度支えているのだろうか。高齢者にとっての

表2 性別によるOASDI受給者数と平均月額（2007年）

| 受給者の種類    | 人数(千)  | 平均月額<br>(ドル) | 総額に占める割合(%) |
|-----------|--------|--------------|-------------|
| 退職者       | 31,528 | 1,079        | 69.1        |
| 男性        | 16,112 | 1,216        | 39.8        |
| 女性        | 15,416 | 935          | 29.3        |
| 障害者       | 7,099  | 1,004        | 14.5        |
| 男性        | 3,774  | 1,126        | 8.6         |
| 女性        | 3,325  | 866          | 5.8         |
| 退職者の配偶者   | 2,432  | 531          | 2.6         |
| 退職者の妻     | 2,388  | 536          | 2.6         |
| 退職者の夫     | 44     | 308          | -           |
| (以下、省略)   |        |              |             |
| 総OASDI受給者 | 49,865 | 956          | 100         |

\* - は0.05%以下

(出典：(注2)より著者作成)

さまざまな収入源（稼働収入、私的年金、個人的資産、公的プログラム—社会保障年金やSSI—）のうち、社会保障年金が最大の収入源であることは、いくつかのデータが示している。そのうちの一つを取り上げると、2007年には65歳以上の人々の86%が社会保障年金を受給しているが、うち68%の人々にとって、社会保障年金は収入の半分以上を占めている。39%の高齢者にとっては、収入の90%以上を占めている。総収入に占める割合が30%以下となる人は、15.5%に過ぎない<sup>5)</sup>。これらのデータには性別の分類がないけれども、いかに高齢期の生活が社会保障年金に依存しているか、なかでも女性高齢者が直面しているであろう経済的な困難を推測することができる。

では、社会保障年金以外の公的プログラムの受給者を見てみよう。公的扶助制度である「収入補足補助 (Supplemental Security Income Program: SSI)」は、他の社会保障法による制度、例えば年金、失業保険、労災等を優先的に受給することを前提とし、それらの給付を含めた所得や資産がある水準以下であること、かつ65歳以上の高齢者、視覚障害者あるいはその他の障害者であることが資格要件である。つまり高齢者にとって、生活を守る最後の手段となる制度である。〈表3〉に見るように、SSIを受給している65歳以上の受給者の57.1%は社会保障年金の受給者である。つまり年金給付を受けていても、連邦のSSI最高給付月額（単身637ドル、カップル956ドル—2007年）以下の収入しかないということである。受給者のうちの61.8%が女性であることは、さまざまな「性差」の反映であるといえるだろう。

#### 4) 年金におけるジェンダー課題

上記に述べてきたように、アメリカの社会保障制度は、受給要件については「性中立的な制度」として発展した。初期の頃にはいくつかの「性差」が残存していたが（女性を有利に取り扱う制

表3 SSI受給者の年齢・性・他の収入別の割合

| 年齢       |      | 性別 |      | 他の収入の割合 |      |
|----------|------|----|------|---------|------|
| 65 - 69歳 | 54.3 | 男性 | 38.2 | 社会保障年金  | 57.1 |
| 70 - 74歳 | 20.8 | 女性 | 61.8 | 他の手当    | 18   |
| 75 - 79歳 | 12.3 |    |      | 勤労収入    | 1.5  |
| 80歳以上    | 12.7 |    |      |         |      |

出典：(注2) より著者作成

度—例えば女性は62歳から給付を受けることができたが、男性は65歳まで待たなくてはならない等)、現在では、最高裁判所の決定により、それらの「性差」は解消されている。他方で、制度創設直後に付け加えられた被扶養者年金制度は、伝統的な家族を擁護する家族観と性役割を基盤とした制度である。独身者よりも既婚者カップルが、共働き家族よりも専業主婦家族に手厚い制度となっている。国際的にも各国の社会保障制度がジェンダー平等を指向しつつあるトレンドに反しているし、また同様な制度を持つ他国と比較しても、アメリカのこれらの制度は「手厚い」ことが特徴である<sup>6)</sup>。

このような被保険者年金制度が1939年に付け加えられたことにより、OASDIは労働者個人の退職プログラムから、家族を単位として保護する方向へと軌道修正されたのである。なぜ「第2のスタート」といわれたほどの大きな修正が行われたかという理由は、「保険原理から家族の保護の方向へ」ともいうべき保障の質的変化が生じたからといえよう。社会の仕組みとは、「福祉」に依存するのではなく、社会保険が作り出す「独立」によって支えられるべきであるというアメリカ的な福祉観により、保険のうちに福祉的要因を取り込みつつ進展したからである<sup>7)</sup>。この論理は、1950年の社会保障法の修正の理由にも当てはめることができる。1949年には、当時の高齢者扶助 (Old-Age Assisitance。1972年にSSIに統合された) 受給

者が老齢年金受給者の2倍であり、また受給額が前者が月額45ドルであったのに後者は25ドルに過ぎなかった。この状況に対して50年の修正法は、それまで除外していた自営業者、農場労働者、家事労働者、臨時労働者を適用範囲に加え、また年金額を大幅に引き上げたのだった。その結果、老齢扶助は50年2月より減少し始め、50年2月に老齢遺族年金保険受給者がはじめて老齢扶助受給者を上回ったのである。つまり、社会保険を軸にしたアメリカ的社会保障の構造が確定したといえる。このような「保険のうちに福祉的要因を取り込んだ」ことが、被扶養者年金が創設された理由である。ジェンダーの課題が問われるようになるのは、それよりずっと後のことである。

付け加えられた家族保護のうち、特にアメリカ独特の制度として指摘されるのは、配偶者年金と遺族年金である。アメリカは退職者への年金だけでなく、配偶者にも年金を支給する数少ない国の一つである（他にはベルギーがある）。配偶者は、被保険者の老齢年金の50%が受給できる。遺族年金は（当初は75%であったが）100%を受給する。国際的にも遺族年金は、ジェンダー平等を理由として廃止する傾向があること、支給しても50-60%の国が多いなかで、金額が高いこと、（60歳以上は）再婚を認めることなど、「手厚い」制度となっている。

年金におけるジェンダーに関する議論のひとつは、このような被扶養者年金に関することである。配偶者に係わる被扶養者年金額が基本年金額の50%と大きいと、配偶者自身が働いて得られた退職年金額と全く働かなかった専業主婦の年金額があまりかわりがなく、不公平であるという指摘である。これらの問題を解決するため、夫婦2人の収入を合計した後2分して社会保障税を課すこと（earning sharing）、2階建て年金（double-decker, two-tire system）にすること、被扶養者年金を縮小または廃止することなどが提案されている<sup>8)</sup>。

もう一つは、女性自身が被保険者である場合の議論である。共働き家族において女性は、しばしば2番目の稼ぎ手となることが多いが、共稼ぎ家族の所得の低い方の社会保障税への貢献は、1人目ほどには反映されない。これは現制度が、十分な基礎年金は配偶者を持った1人の労働者に支払われ、2人の稼ぎ手がいるような高所得の家族には低い保障をするからである。その結果、2番目の稼ぎ手が寄与する年金の増分は、たとえ2番目の稼ぎ手（しばしば妻）が他方の稼ぎ手と同じ割合で課税されても、少額にしかならない。

一方で、育児や介護のため就業できなかった期間について年金制度上特別の取り扱いをすべきであるということも論じられている。育児・介護という不払い労働の評価の方法（例えば、育児による休職期間を、拠出期間に加える「クレジット」として計算する）などが提案されている。

以上のようなジェンダー課題があるということは、アメリカの社会保障制度は既婚の伝統的家族を擁護する制度であること、共働きの夫婦に不利な制度となっているからである。そのことは同時に、結婚をしないシングルの人にとって、あるいは同性によるカップルにとっても不利となる制度である。つまり、アメリカの公的年金制度は、（ここでは紙幅の関係で言及しなかったが）白人の、中流階級の、ヘテロセクシュアルな家族をモデルとした制度であるということになる。次頁の〈表4〉は、性と人種を指標として、年金の相違を比較したものである。

総計としての年金額が高い順から、既婚白人男性→既婚白人女性→既婚黒人女性→既婚黒人男性→未婚白人男性→既婚スペイン系女性→既婚スペイン系男性という順になる。ジェンダー、結婚、人種による「差」は明らかである。

いかにして公的年金のジェンダー平等を達成するかは簡単ではない。また、ジェンダーの課題は論点の一つとはなっているものの、活発に展開さ

表4 結婚・性・人種による社会保障年金比較

|          | 算出された年金額<br>(ドル) | 白人男性<br>の収入と<br>の比較 | 同人種の男<br>性との比較 |
|----------|------------------|---------------------|----------------|
| 既婚白人男性   | 12,638           | 100%                | 100%           |
| 同白人女性    | 11,321           | 90%                 | 90%            |
| 同黒人男性    | 10,119           | 80%                 | 100%           |
| 同黒人女性    | 10,268           | 81%                 | 104%           |
| 同スペイン系男性 | 4,415            | 35%                 | 100%           |
| 同スペイン系女性 | 5,204            | 41%                 | 118%           |
| 未婚白人男性   | 8,670            | 100%                | 100%           |
| 同白人女性    | 3,825            | 44%                 | 44%            |
| 同黒人男性    | 3,341            | 39%                 | 100%           |
| 同黒人女性    | 4,228            | 49%                 | 127%           |
| 同スペイン系男性 | 3,314            | 38%                 | 100%           |

出典(注8) Calasanti, Toni, & Kathleen F.Slevin

れている公的年金改革議論のメインストリームとなっていない。むしろ提案されている改革論のいくつかは、女性にとっては厳しい改革になるものがある(例えば、年金基金を有効に運用するために、拠出期間を長くする案は、女性にとって不利になるだろう)。家族や結婚に関する社会の変化は、ゆっくりとしか社会の制度に反映されない。「福祉的要因を取り込んだ」社会保障制度のなかでは、その歩みはより緩やかにならざるを得ない。

#### 注

- 1) 例えば, Neil Gilbert, ed. 2006, *Gender and Social Security Reform: What's Fair for Women?*, Transaction Publishers は, その中の1冊であり, 各国における女性と年金についての議論を集めた論集である。結果的には平等な制度の構築を目指すのだが, それに至る現行制度として, 女性に対する「優遇政策」を残している国が多い, というのが現状である。

- 2) 各プログラムの受給者, 年間支出等のデータは, 以下を参考にした。ゆえに統計の基本的数字は2007年次のものである。  
Committee on Ways and Means, U. S. House of Representatives, 2008, 2008 Green Book, <http://democrats.waysandmeans.house.gov/media/pdf/111/ssgb.pdf>
- 3) 公的年金制度の歴史, 改革については, (注2) および堀勝洋, 1989年「年金制度」(社会保障研究所編『アメリカの社会保障』東京大学出版会所収), 金子能宏, 2000年「年金制度-OASDHI」(藤田伍一・塩野谷祐一編『アメリカ』東京大学出版会所収)を参照した。
- 4) <表1>として引用した2010年統計には性別統計がないため, 2007年の統計を使用した。また<表2>は一部を掲載したものであるため, 各列の総計は総受給者数とはならない。
- 5) (注2)を参照。
- 6) Hoskins, Dalmer D. 2010 "U.S. Social Security at 75 Years: An International Perspective" *Social Security Administration, 2010, Social Security Bulletin, Vol. 70, No. 3, 2010*を参照。
- 7) 小林清一, 1999年『アメリカ福祉国家体制の形成』ミネルヴァ書房を参照。
- 8) ジェンダーの議論に関しては, 以下を参照した。(注3)の堀論文, (注6), ランス・リーブマン『日米の福祉国家システム』(1997年, 東京大学出版会)の第2章・第1節, Calasanti, Toni, & Kathleen F. Slevin, 2001, *Gender, social Inequalities, and Aging*, Alta Mira Press

#### 参考文献

- Social Security Administration, 2010, *Social Security Bulletin, Vol. 70, No. 3, 2010*
- Neil Gilbert, ed. 2006, *Gender and Social Security Reform: What's Fair for Women?*, Transaction Publishers
- Calasanti, Toni, & Kathleen F. Slevin, 2001, *Gender, social Inequalities, and Aging*, Alta Mira Press,
- 藤田伍一・塩野谷祐一編, 2000年『アメリカ』東京大学出版会
- 社会保障研究所編, 1989年『アメリカの社会保障』東京大学出版会

(すぎもと・きよえ 金城学院大学教授)